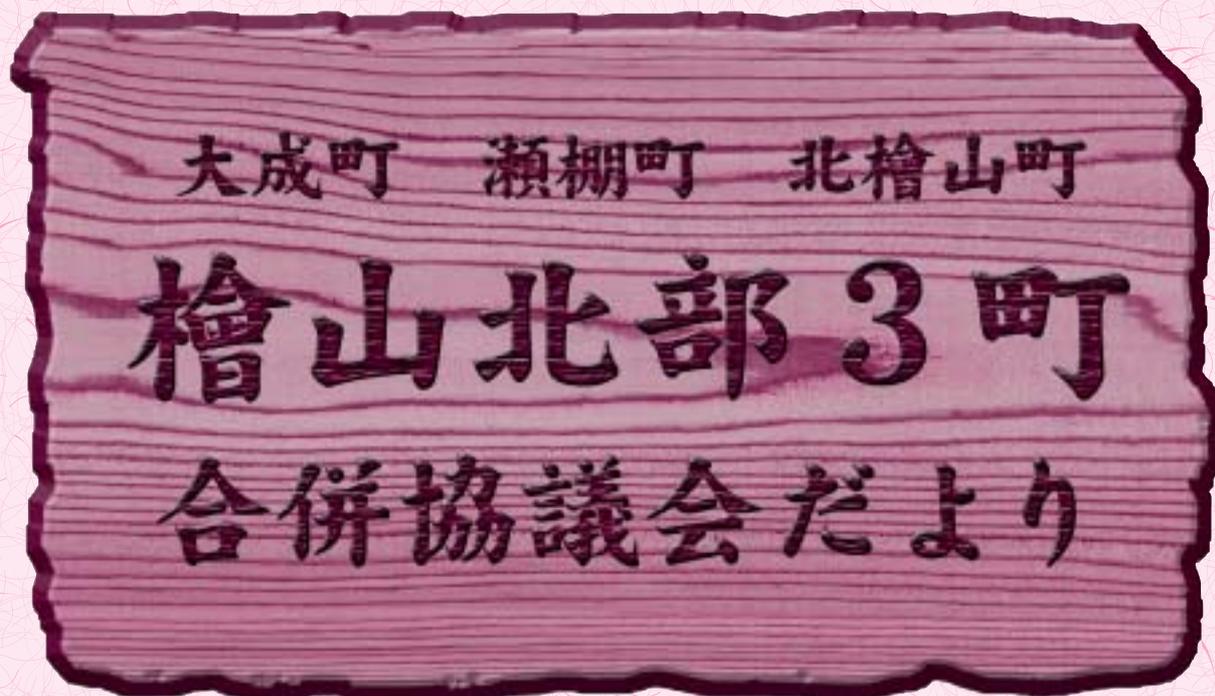


豊かで美しい自然、  
人と人のふれあいを  
大切にすするまちをめざして



第10回合併協議会開催 ..... 2

新町建設計画策定小委員会 ..... 7  
新町名候補選定小委員会

檜山北部三町を訪ねて  
第7回 大成町 ..... 8

## 第10回合併協議会



合併の期日  
平成17年9月1日 に決まる!

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

# 第10回合併協議会開催



第10回檜山北部3町合併協議会が、平成16年10月22日（金）に大成町町民センターで、21名の委員の出席をいただき開催されました。「新町名候補選定小委員会」「新町建設計画策定小委員会」の経過報告の後、7項目の協議事項について協議をし、すべて原案どおり承認されました。

また事務局より、次回の第11回協議会においてダイジェスト版の決定後、住民の皆さん方に配布をしていくこと、12月に合併調印式を行いたい等の説明がありました。

## 報告事項

### ◎新町名候補選定小委員会経過報告

平成十六年十月八日、北檜山町農村環境改善センターにおいて第三回新町名候補選定小委員会が開催された旨の報告がありました（出席委員十名）。継続協議となっていた郡の所属の取扱いについてを議題とし、協議を行いました。新町の名称が決定したばかりのことから各町の検討時間が必要であるとの意見により、再度継続協議となりました。

### ◎新町建設計画策定小委員会経過報告

平成十六年十月十八日、北檜山町健康センターにおいて第四回新町建設計画策定小委員会が開催され、協議された内容について報告がありました。また、新町における医療施策について一つの構想案として付帯意見が提案されました。

#### 協議内容

・新町まちづくりプランの策定について

- ① 新町における医療施策の構想について。
- ② まちづくりプラン基本施策に係る主要事業の修正。

- ③ まちづくりプラン案の本文中の修正。
- ④ まちづくりプラン案の第八章「財政

計画」の策定について。  
 ・新町まちづくりプランのダイジェスト版の作成について

付帯意見として提案された新町における医療施策の構想概要

- ① 新町に準総合的医療を行う主幹病院を一カ所設置することが必要。（道南口イヤル病院が最善と考える）
  - ② 主幹病院以外の医療機関はサテライト医療機関として整備。
  - ③ 主幹病院に夜間、休日も含めた二十四時間受け入れ可能な救急医療体制の整備を図る。ただし、大成区については地理的条件を考慮し、時間外救急患者の対応が可能な整備。
  - ④ 主幹病院に整形外科の専門医を配置。
  - ⑤ 医療費を削減するために、在宅医療を推進する。
  - ⑥ 「高齢になっても元気で働ける地域」を目指し、保健、医療、福祉、教育部門の連携を図る。
- なお、地域における医療のあり方は、地方自治体の最大の課題であり、新町において「医療対策協議会」等を設置し、十分検討されたい。

#### ■主な意見・質問

質問―新町建設計画策定小委員会から新

町の医療施策について、付帯意見として報告がありました。その中で主幹病院を道南ロイヤル病院にその役割を担ってもらったことが最善の方法であると判断いたしました点についてお聞きしたい。

回答―今の段階で最善としたのは、新町における医療体制の充実を図るための方策の一つとして、この言葉を使わせてもらったところです。

北檜山国保を主幹病院とした場合、改築費の問題、医師の確保、健全経営体制の課題などがあります。一方、道南ロイヤル病院においても主幹病院として、その役割を担っていただけるという意向があることから、これまでに整備計画等の説明を受けてきており、特にその中で三六五日の救急医療の受入れを行うこと、整形外科医の常勤、透析センター、リハビリ機能の充実、高度な医療機器を整備するなど総合的な面で判断をいたしました。

また、一つの方向性としての考えを出しましたが、新町において医療体制を検討する場が必要であると思うので、合併後、専門家などで構成する医療対策協議会を設置していただくなど、地域の適切な医療体系というものを目指してほしいと思います。

## 協議事項

### ◎合併の期日 (承認)

第二回檜山北部三町合併協議会において、合併特例法に基づく財政支援を受けるため、平成十七年三月三十一日までに合併申請を行い、合併の期日として平成十七年九月一日を旨すこととして継続協議となりましたが、前回示した調整内容のとおりとして再提案され、承認されました。

### ■主な意見・質問

質問―事務局サイドで、この九月一日が可能かどうか伺いたい。  
回答―一番の問題点は電算の統合関係です。現在電算の分科会を持ち、検討しているところです。スケジュール的に業者に打診しています。業者

からは合併の期日九月一日に間に合う、ということ聞いています。

### ◎地方自治組織及び地域協議会の取扱い (承認)

この協議事項については、再度幹事会で検討することとして継続協議となっていました。特に幹事会で調整した合併特例区の設置に関する規約については、合併協議会で定めることになる旨の説明があり、協議の結果承認されました。

### ■主な意見・質問

質問―この条例の中の第九条の四、「委員の報酬等」については「特別職及び費用弁償に係る規定に基づき」とありますけれど、当初は無報酬とすることができるとなっていました。もちろん、払うこと自体は必要性があると思いますが、この場合特例ですから、率直に「原則無報酬にすることができると」いうことを含めた内容にしておいた方が分かりやすいのではないかと思います。

## 協定項目 2 合併の期日

調整内容  
合併の期日は平成十七年九月一日とする。

## 協定項目 10 地域自治組織及び地域協議会の取扱い

調整内容  
市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併特例区を旧町毎に設置する。  
合併特例区協議会を旧町毎に設置する。  
合併特例区の設置等に関する規約を別紙のとおり定める。

この協議事項については、第5回合併協議会で協議を行っており、その結果、地域自治組織については、特別地方公共団体タイプの法人格を有する合併特例区を3町に設置することにしたことや、3町に地域協議会を置き、各町の合併後における住民自治体制をできるだけ変化させないように、また住民の意向を反映させる機能を持たせることなど、行政組織の体制を含めて、再度幹事会で調整したものです。

回答―合併特例区の法律の中では、原則無報酬にしなければならぬというのではなく、できるという事になっていきます。これはそれぞれの地域のいろいろな実情があると思います。実際の協議会の役目は結構ありますので、いろいろな面での経費がかかることとが予想され、基本的には無報酬ではなく、最低限度日額が費用弁償は配慮しなければならぬと考えています。

◎商工観光関係事業の取扱い (承認)  
この協議事項については、産業建設専門部会と幹事会で調整案として検討した案文をたたき台として協議が進められ、承認されました。

協定項目  
21-1

## 商工観光関係事業の取扱い

調整内容

### 商工業関係事業

商工業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 中小企業融資制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
- (2) 中小企業経営安定資金利子補給制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
- (3) 商工会補助金については、合併後に再編する。
- (4) 企業誘致事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ合併後に再編する。

### 観光事業

観光事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 各種イベント事業については、現行のとおり新町に

引き継ぐものとする。

- (2) 観光PR事業については、新町においても積極的に推進する。
- (3) 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

### 雇用対策事業

雇用対策事業については、次のとおりとする。

- (1) 国及び北海道の補助制度に基づく事業については、現行のとおり実施する。
- (2) 町単独事業については、合併時に再編する。

### 新エネルギー事業

洋上風力発電施設については、新町に引き継ぐものとする。

協定項目  
21-2

## 都市計画・建設事業取扱い

調整内容

### 都市計画事業

都市計画事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (3) 都市計画審議会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (4) 都市計画道路整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

### 建設事業

建設事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 道路認定については、路線名は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。  
認定路線の路線番号については、合併時に統一するものとする。
- (2) 除雪委託については、委託方式も含め合併時まで調整する。

◎都市計画・建設事業の取扱い (承認)  
この事業の取扱いについては、産業建設専門部会及び幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、原案が承認されました。



◎ 上下水道事業の取扱い

(承認)

この事業の取扱いについては、産業建設専門部会及び幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、原案が承認されました。

下水道事業及び漁業集落排水事業については、特別会計として運営をしています。特別会計の原則は支出に見合った収入の確保ですが、水道料金などは住民生活に直接影響が大きな事柄であるため、新町の町長の政策的な判断を要するとの考えから、合併後に調整していく方向で調整を行ったとの説明がありました。



協定項目  
21-3

## 上下水道事業の取扱い

### 調整内容

#### 水道事業

水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 水道事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する。
- (2) 水道料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、企業会計として適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。

#### 下水道事業

下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 下水道事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する。
- (2) 下水道料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。
- (3) 下水道受益者分担金の金額及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に調整する。

#### 漁業集落排水事業

漁業集落排水事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 漁業集落排水事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する。
- (2) 漁業集落排水事業料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。
- (3) 漁業集落排水事業受益者分担金の金額及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に調整する。

協定項目  
21-16

## 農林水産関係事業の取扱い

## 調整内容

## 農業関係事業

農業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 農業振興地域整備計画については、現行の農業振興区域及び農業振興整備計画を新町に引き継ぐものとし、新町において新たな農業振興地域整備計画を策定する。
- (2) 生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併前の産地づくり計画書を継承する。  
新町に地域水田農業協議会を設置し、産地づくり計画等を策定する。
- (3) 農作物栽培奨励事業については、地域性・継続性を考慮し現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (4) 農業融資制度については、合併時に再編する。  
合併日前日までに融資を受けているものは、融資が終了するまでの間は旧町の例により取扱うものとする。  
ただし、合併後に新たに融資を受ける場合は、新制度を適用させるものとする。
- (5) 農業関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (6) 農業担い手支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する。
- (7) 有機農業推進事業及び有機農業特区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

## 林業関係事業

林業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 市町村森林整備計画については、地域の実情を踏まえ、新町において新たな計画を策定する。
- (2) 造林事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、継続実施する。
- (3) 林業振興に関する補助事業等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。  
檜山北部地区林業推進協議会負担金及び渡島流域林業活性化センター負担金については、新町において調整する。
- (4) 有害鳥獣捕獲助成金については、合併時に北檜山町の制度に統一する。

## 水産業関係事業

水産業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 種苗放流事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する。
- (2) 増養殖事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する。
- (3) 水産関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (4) 港湾整備事業（マリントウンプロジェクト）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、計画内容については新町において開発局と協議のうえ検討することとする。



◎農林水産関係事業の取扱い  
(承認)

この事業の取扱いについては、産業建設専門部会並びに幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。

協定項目  
21-17

## その他事務事業の取扱い

### 調整内容

#### 表彰制度

- (1) 名誉町民表彰については、合併後に再編する。
- (2) 町表彰の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ① 表彰実績は新町に引き継ぐものとする。
  - ② 選定方法、表彰方法、時期については、合併後新町において再編する。
  - ③ 町職員、広域行政組合及び一部事務組合の職員は対象外とする。
- (3) 優良勤労青少年表彰については、表彰内容、方法、時期について検討し、合併後新町において再編する。

#### 情報公開制度

情報公開条例については、例規整備に合わせ全体的に見直し、合併後に再編する。

#### 行政連絡員制度

大成町の区長制度については、合併後に行政連絡員制度として名称も含め見直しを図るものとする。

#### 出生祝金支給制度

出生祝金支給制度については、合併時に北檜山町の例により統合する。

#### 指定金融機関等

指定金融機関等については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関については、渡島信用金庫を基本とし、手数料の統一、出納窓口派遣などの条件整備も含めて、合併時まで調整する。
- (2) 収納代理金融機関及び収納代理郵便官署については、住民の利便性を考慮し、合併関係3町において従来取り扱ってきた全ての金融機関とするよう合併時まで調整する。

◎その他事務事業の取扱い（承認）

この事業の取扱いについては、行

財政専門部会並びに幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。

### 第四回

## 新町建設計画策定小委員会

平成十六年十月十八日（月）

第四回新町建設計画策定小委員会が、北檜山町健康センターにて出席委員十名により開催されました。小委員会に付託された新町まちづくりプランの策定については、この回をもって一通りの協議が終わることになります。

協議内容		結果
2	新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について（継続協議）	① 新町における医療施策について協議を行った。 ② 基本施策に係る主要事業の修正を行った。 ③ まちづくりプラン案の修正を行った。 ④ まちづくりプラン案第八章「財政計画」の策定について協議を行った。
1	新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について（継続協議）	新町まちづくりプラン（新町建設計画）のダイジェスト版作成について協議を行った。

### 第四回

## 新町名候補選定小委員会

平成十六年十月二十二日（金）

第十回檜山北部三町合併協議会終了後、引き続き第四回新町名候補選定小委員会が開催されました。

継続協議となっていた新町の「郡の所属の取扱いについて」が協議されましたが、郡名を決定するに当たり、国の出先機関（検査審査会、裁判所、税務署、法務局、ハローワーク等）の管轄区域の考え方について確認をとるため、再度継続協議となりました。

# 檜山北部3町を訪ねて 大成町

太田山は山岳霊場として、太古からの自然がそこなわれることなく昔の姿そのまま今にある。航海安全、病、災害の危難を救う霊験あらたかな聖地として、また道最古の山岳霊場として、その名は広く知られる。麓の社務所の前の大岩累々、その一つに、安政4年安芸国行者政四良が、航海安全を祈願し建立した太田山を象どる常灯籠は、平成の現代に復元よみがえった。毎晩灯をともし、世相の変遷を凝視するかのように照らし続ける。



耳を澄ませば聞こえてくる。  
古の鼓動が、静かに、  
そして力強く  
現世と太古の  
はざまに立った時  
人は、どのような  
ビジュアルが  
映るのだろうか。  
心を自由にして  
浪漫飛行へ旅立とう。



## 合併協定調印式

日時：平成16年12月7日(火) 午後3時  
場所：北檜山町 健康センター

- 各町町長による協定書調印
- 立会人署名
  - ・檜山支庁長
  - ・合併協議会委員



Link

**ご意見、ご質問をお寄せください。**

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

**お問い合わせ**

**檜山北部3町合併協議会事務局**

<http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp